

一般社団法人日本地質学会構造地質部会規則

2021年4月3日

(名称)

第1条 本部会の名称を構造地質部会とする。

(目的)

第2条 本部会は、構造地質とその応用についての研究成果の公表、知識の交換、内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、構造地質の進歩と普及を図り、学術の振興と社会の発展に寄与することを目的として、一般社団法人日本地質学会（以下、地質学会という）定款第65条に基づき設置する。

(部会員)

第3条 地質学会の会員のうち、構造地質部会を専門部会として登録した者。

(運営体制)

第4条 本部会には、業務を執行するために事務局を設置する。事務局は、部長、庶務、会員・会計、年間行事立案・予算作成委員、広報・ホームページ委員、行事委員により構成する。

2 行事委員を除く事務局員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(運営)

第5条 本部会の活動は、部会員による議決もしくは事務局における議論によって決定する。部会員の意向を反映させるため1年に1回以上、活動報告と活動内容について部会全員による議論の場を設け、活動内容等についての議決を行う。

2 部会全員による議論の場における議決は部会員の20%（議長への委任状を含む）の参加をもって決議をおこなう。

附則

本規則は、2021年4月3日から施行する